

函館観光イメージキャラクター「エキゾーくん」の 使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、(一社) 函館国際観光コンベンション協会(以下「協会」)が著作権を保有する函館観光イメージキャラクター「エキゾーくん」(以下「キャラクター」という)の使用方法、使用承認の基準、手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター)

第2条 キャラクターの使用方法は、「別記マニュアル」のとおりとする。

(使用承認の基準)

第3条 キャラクターの使用承認の基準は、下記の第7条に準ずる。

(使用承認)

第4条 キャラクターを使用する場合は、協会の使用承認を受けなければならない。ただし協会が主催および共催する事業等で使用する場合は、この限りではない。

(使用料等)

第5条 キャラクターの使用承認の手続きに係る費用および使用料は、無料とする。

2 キャラクターの使用に係る経費については、当該使用者の負担とする。

(使用承認の申請)

第6条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という)は、エキゾーくん使用承認申請書(第1号様式)を協会に提出しなければならない。

2 前項の申請書のほか、協会は、その他必要と認める書類を提出させることができる。

(使用承認の決定)

第7条 協会は、前条の規定により使用申請の申請があった場合には、当該申請に係る内容が、使用方法および使用承認の基準に適合するかどうかを審査のうえ、速やかに使用承認の可否を決定するものとする。この場合において、協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認をしないものとする。

- (1) 函館観光の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関係すると認められる場合
- (4) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (5) その他、協会が使用承認をすることを不適当と認めた場合

(使用承認の付与)

- 第 8 条** 協会は、使用承認をすることと決定したときは、速やかに申請者にキャラクター使用承認決定通知書（第 2 号様式）により通知するとともに、キャラクターのデータを引き渡すものとする。
- 2 協会は、前条の規定により使用承認をしないことを決定した場合には、速やかに申請者にキャラクター使用不承認通知書（第 3 号様式）により通知しなければならない。

(遵守事項)

- 第 9 条** 前条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という）は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 使用承認を受けた内容に沿った適正な使用を行うこと。
 - (2) キャラクターを使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。

(使用方法の変更)

- 第 10 条** 使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、事前にキャラクター使用承認変更申請書（第 4 号様式）により、協会の承認を受けなければならない。

(使用停止等)

- 第 11 条** 使用者は、キャラクターの使用を取り止め、または承認基準を満たさなくなったときは、速やかに、キャラクター使用取り止め届出書（第 5 号様式）により協会に届け出なければならない。
- 2 使用者は、前項の規定による届出をしたときは、届出日をもってキャラクター使用を直ちに停止しなければならない。

(使用承認の取り消し)

- 第 12 条** 協会は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、その旨を当該使用者に通知する。
- (1) 第 9 条の遵守事項に違反したとき。
 - (2) 偽りの申請その他不正の行為によって、使用承認を受けたとき。
 - (3) 虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。
 - (4) その他、協会が適当でないと認めたとき。
- 2 前項の規定により使用承認の決定を取り消したときは、キャラクター使用承認取消通知書（第 6 号様式）により当該決定を取り消された使用者に通知するものとする。

(責任の制限)

- 第 13 条** 前条の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、協会はその賠償の責任を負わない。
- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合、協会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

- 第 14 条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

- 附則** この要綱は、平成 28 年 11 月 25 日から施行する。